

奈良県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新町土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	扇田 潤一	葛城市新町六四
〃	谷原 真人	〃 九三
〃	堀内 隆教	〃 一一七―二
〃	北田 勝彦	〃 五四
〃	稲田 彰久	〃 一三二―一
監事	岡本 洋方	〃 六〇
〃	稲田 昌克	〃 六八一―九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	萩原 壽夫	葛城市新町一〇七
〃	上田 又次	〃 七五―一
〃	花内 敏雄	〃 一一七―三
〃	尾關 晴彦	〃 一六六―三
〃	稲田 佐太男	〃 一八六―三
監事	扇田 潤一	〃 六四
〃	岡本 洋方	〃 六〇